



広報

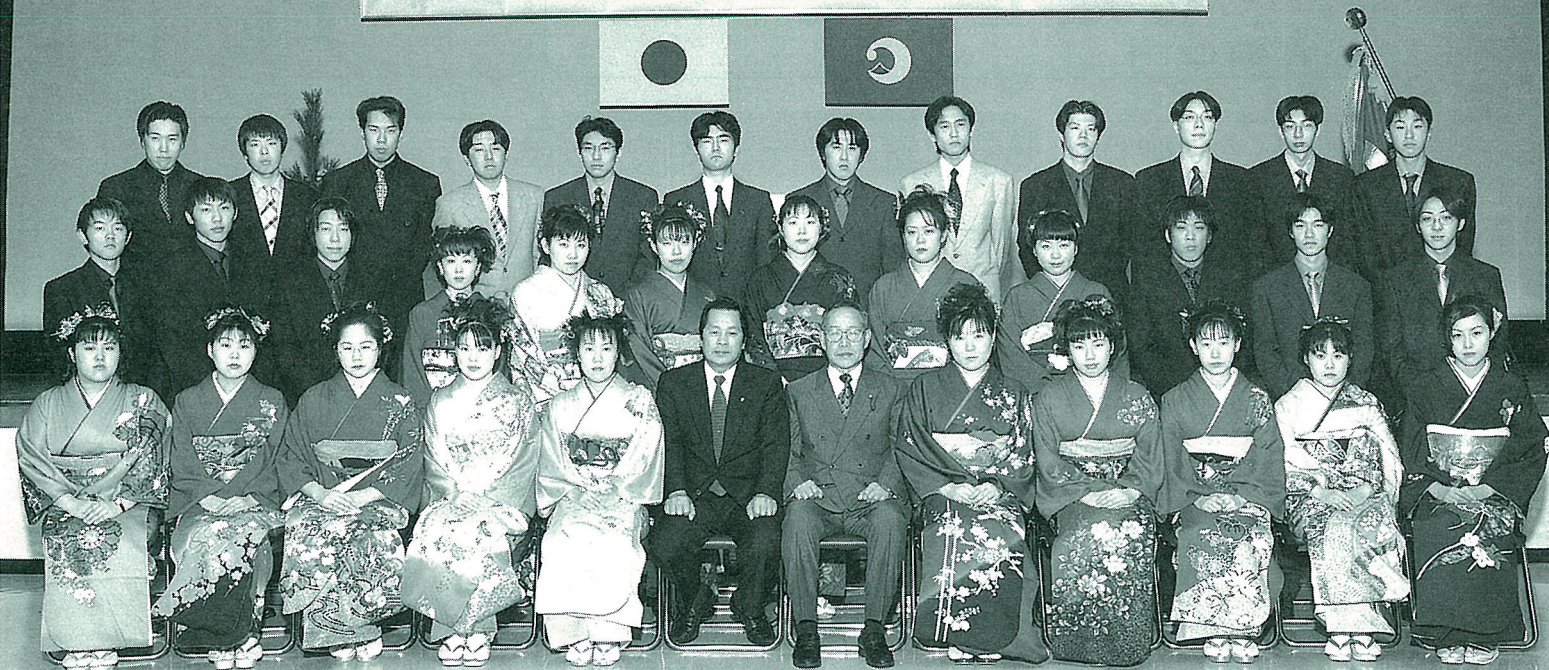
りしり

平成10年

2月号

No.324

祝 利尻町成人式



平成10年利尻町成人式（1月3日）

■人のうごき■

世帯数	1,357	(-4)
人口	4,120人	(-19)
男	2,051人	(-11)
女	2,069人	(-8)

平成9年12月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

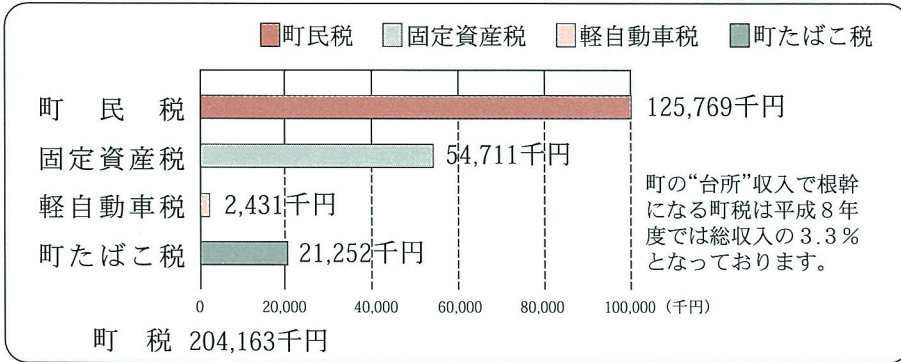
■おもな内容■

- 2～3 … わが町の家計簿
- 4～5 … 下水道のすべて
- 6～7 … みんなが加入国民年金
- 8～10 … 介護保険制度の概要
- 11 …… 町・道民税の申告が始まります
- 12 …… お知らせ
- 13 …… わが家のアイドル
- 14 …… りしりの博物誌（利尻の語り113）
- 15 …… 消防だより
- 16 …… 戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録2月1日現在1,290日

の家計簿

わたしたちのお金 61億7千878万4千円



町の台所

十二月の定例議会で平成八年度の決算が認定されました。みなさんが納めた税金や国・道からの交付金や借入金などによって、いろいろな事業を行っています。私たちの町の“台所”が一体どのような中身になっているか、みなさんに図表であらましをお知らせします。

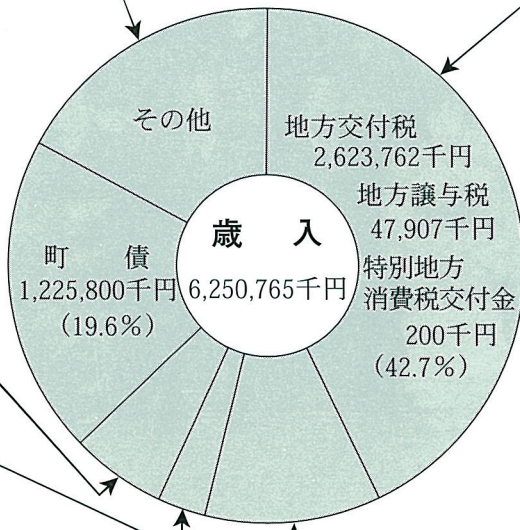
利子割交付金	3,439千円
分担金及び負担金	158,441千円
使用料及び手数料	66,093千円
財産収入	28,007千円
寄附金	2,365千円
繰入金	611,170千円
繰越金	106,372千円
繰上金	83,211千円
合計	1,059,098千円 (16.9%)

道支出金	389,727千円
自動車取得税交付金	19,689千円
合計	409,416千円 (6.6%)

町税	204,163千円 (3.3%)
----	------------------

国庫支出金	679,893千円
交通安全対策特別交付金	526千円
合計	680,419千円 (10.9%)

収入内訳



▼地方交付税は、町が、一定水準の仕事をしていくのに必要なお金を、自治体自身の収入だけでまかなわれない分を国が交付してくれるお金です。

▼地方譲与税は、国税として国が徴収し、その一部を町に配分してくれるもので、国税の地方道路税(揮発油に含まれる税金)と自動車重量税の一部が町道の延長および面積に按分して町に入るお金です。

- ▼国庫支出金
町の特別な事務事業の財源にあてるため国から交付されるお金です。
- ▼自動車取得税交付金
自動車取得税の一部を町道の延長および面積に按分されて国から交付されるお金です。
- ▼道支出金
町の特別な事務事業の財源にあてるため道から交付されるお金です。
- ▼繰入金
公共施設整備基金の他、碎石事業会計などからの繰入金です。
- ▼町債
町が事業を行う際の財源にあてるための長期の借入金です。
- ▼寄附金
一般寄附金及び指定寄附金です。

平成8年度決算報告

一般会計

わが町

収入6,250,765千円

支出6,178,784千円


豊かな明るい町づくりに使

1人当りの支出額



1,386,932円

1人当りの町税負担額



45,827円

1世帯当りの支出額



4,470,900円

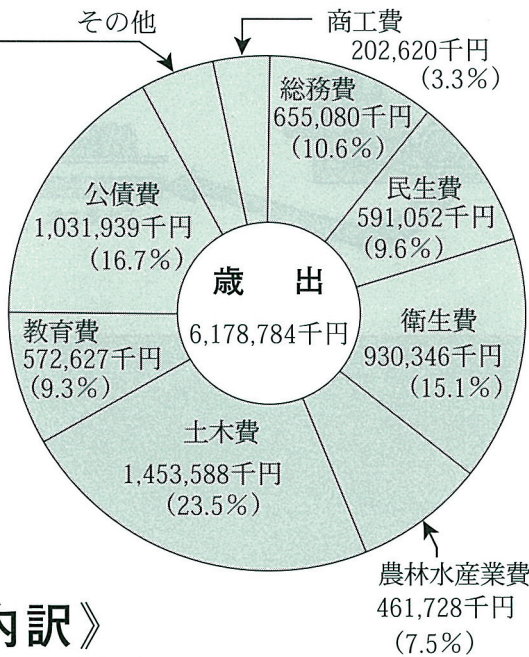
1世帯当りの町税負担額



147,730円

支出内訳

議会費	79,919千円
消防費	199,032千円
諸支出金	853千円
合計	279,804千円 (4.5%)



下の性質別の支出内訳は、左図のグラフをさらに分析して、使われたお金はどのような性質に区分されるかを表したものです。

《性質別の支出内訳》

維持補修費	(各施設や道路等の維持補修費で除雪経費も含む) 59,017千円 (1.0%)
公債費	(町債の元利償還金や一時借入金の子子等) 1,031,791千円 (16.7%)
物件費	(賃金、旅費、一般消耗品、備品購入費、郵便料、電話料、光熱水費等) 458,640千円 (7.4%)
人件費	(議員の歳費、特別職や町職員の給料等、各種委員等報酬等) 780,756千円 (12.6%)
扶助費・補助費	(各種団体への補助金や交付金、各種保険料、各種会費や謝礼、社会福祉施設入所者の保護借置費等) 828,026千円 (13.4%)

投資及び出資金貸付金	(商工業者等に対する貸付金) 136,600千円 (2.2%)
繰出金	(宿泊施設会計、老人保健特別会計等への繰出金) 199,232千円 (3.2%)
積立金その他	(公共施設整備基金積立金等) 109,941千円 (1.8%)
普通建設事業費	(各種建設事業費や用地購入費等) 2,574,781千円 (41.7%)

シリーズ No.1

『下水道のすべて』

いよいよ「下水道工事」が始まります!!

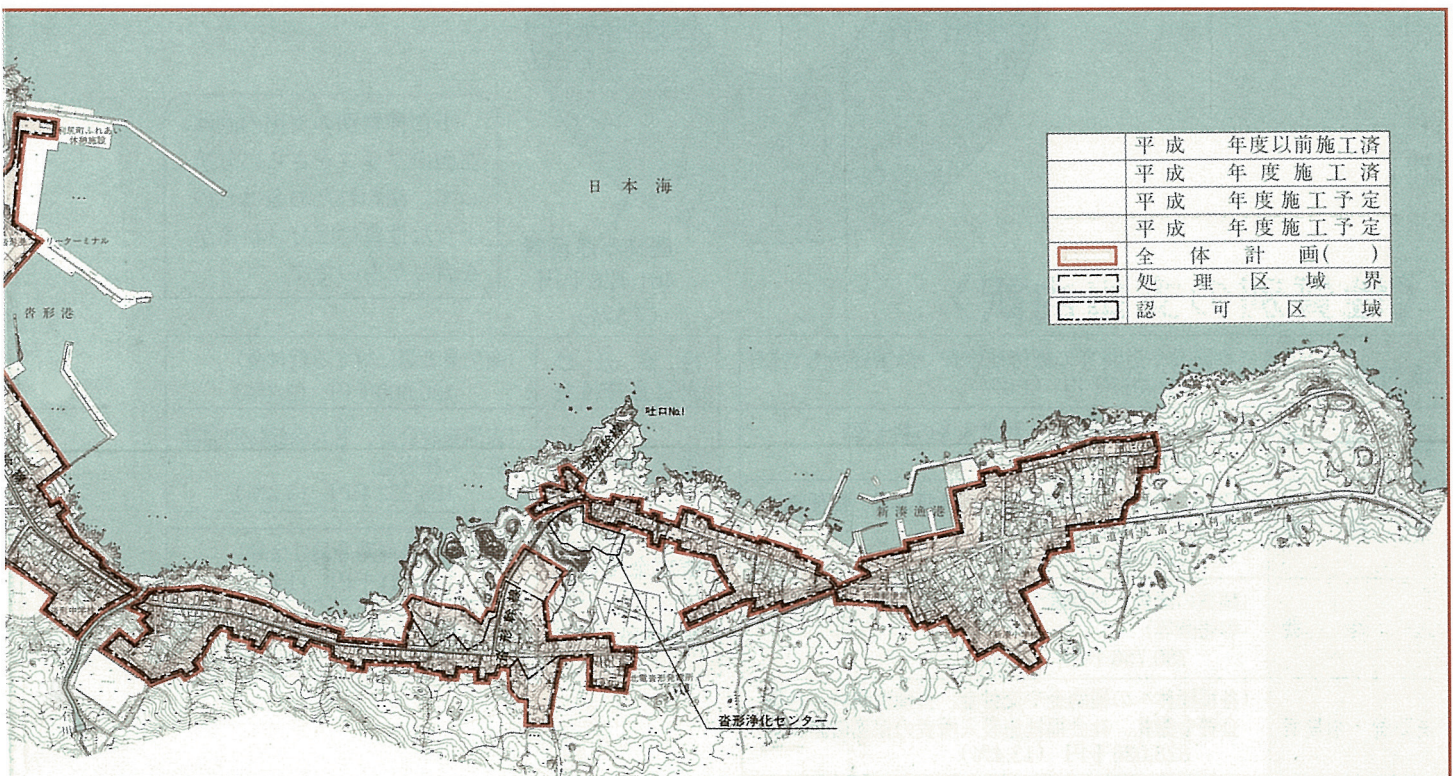
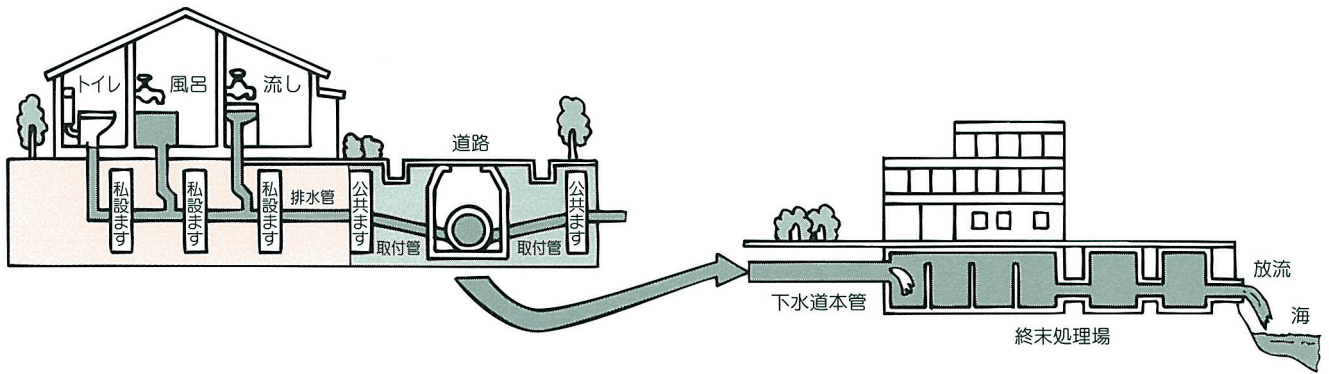
「きれいな自然」と「清潔な暮らし」のため、沓形処理区の平成十三年度一部供用開始を目指し、本年度からいよいよ下水道工事に着手いたしますので、地区住民の段のご理解とご協力をお願いいたします。

◎下水道のしくみ

「下水道」とは、汚水を集め、排水するための施設である管路およびポンプ施設等の排水施設と、これに接続して下水を処理するための処理施設等により構成され、これを目的に沿うように運営していくシステムの総称です。

一般的な下水道の仕組みを簡単に示すと下図のようになります。

なお、「下水」とは、家庭等から発生する使用済みの汚れた水であり、「下水道施設」とは、これらの汚水を排水したり、処理する施設全体を示すものです。



◎下水道の役割と効果

みなさんが日常生活の中で排出している生活污水はどのようなになっていると思いますか。

現在、トイレ汚水を除いて、家庭等から出される汚水は、ある程度既存の生活排水処理施設で処理しているものの、大部分は未処理のまま地下浸透や道路側溝を通じ、直接海に流されています。

その結果、側溝やドブのいやな臭いやつまりの原因となったり、海域の水質汚染により水産資源への悪影響を及ぼし、特に「漁業の町利尻町」として海の水質汚染は重大な問題です。

このような問題を解決するため、利尻町や北海道が下水道管の布設と下水処理場の建設を行うことによって、各家庭から出されるトイレ、流し、風呂等すべての生活污水は直接地中の下水道管に流すことができ、側溝やドブのいやな臭いがなくなり、「蚊」や「ハエ」の発生を防ぎ、その汚水を処理場できれいにして海に

放流することによって海の汚濁防止を図ることができます。

このように下水道を整備すると！

整備すると！

①海域の水質保全

汚れた水进行处理し、もとのきれいな水に戻し放流するため、海の汚濁防止を図ることができ、水産資源の保護を行うことができます。

②地域環境の改善

汚れた水を直接下水道管に流すため、側溝やドブの悪臭、「蚊」や「ハエ」の発生を抑え、町内も清潔になり環境の改善を図ることができます。

③住環境の向上

トイレの水洗化が可能となり、悪臭に悩まされることのない、快適な住環境の向上を図ることができます。

となり、「きれいな自然」と「清潔な暮らし」のためには、下水道は絶対必要な施設です。ご理解とご協力をお願いします。

いたします。

なお、二月中旬以降に工事対象地区において説明会を開催する予定となっておりますので、日程が決定次第、あらためて連絡しますので、ご参加願います。

また、これからもこの紙面で、下水道についていろいろとお知らせしてまいりますがお気付きの点がありましたら、建設課下水道係までご連絡下さい。

全体計画 103ha
認可区域 89ha

利尻町公共下水道事業計画図（沓形地区）



みんなが加入国民年金

- 国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の誰もが加入しなければならない年金制度です。
- 老後あるいは病気やケガによって障害者となったとき等の生活費用を年金として支給する制度です。

国民年金に加入する人は3種類

第1号被保険者

自営業、自由業、農林漁業、学生、アルバイトなど



保険料を自分で納めます

第2号被保険者

会社員、公務員、教員など



職場の年金(厚生年金や共済組合)に加入することで、国民年金にも自動的に加入します

第3号被保険者

会社員や公務員の妻など



保険料の負担はありませんが届出が必要です

希望すれば加入できる人

① 加入期間が少なく年金額が低い人

老齢基礎年金の受給資格期間(25年加入)は満たしているが、年金額を満額に近づけたい人

60歳~65歳まで任意加入して年金を増額できます。

※(老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は加入できません)

② 加入期間が不足していて年金が受けられない人

60歳になるまでに老齢基礎年金の受給資格期間(25年加入)を満たすことができない人

60歳~65歳まで任意加入して不足期間を満たせば老齢基礎年金が受けられます。

(昭和30年4月1日以前に生まれた人で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人は、65歳以上70歳未満の期間についても加入できる特例があります)

保険料の免除制度

病気や経済的な事情などで保険料を納められないときには、申請すると保険料納付を免除されることがあります。納付に困ったときには、あきらめないで、年金の窓口までご相談ください。

学生の保険料免除制度

学生も20歳になったら保険料を納めますが、所得がない場合は親元が負担することになります。そこで親元の所得によって特別の免除基準が設けられています。

免除された期間の年金はこうなります

受給資格期間	年金を受けるために必要な資格期間に合算
年金額の計算	免除期間分の老齢基礎年金は、保険料を納めた場合の3分の1として計算
保険料の追納	免除期間分の保険料は10年以内なら追納が可能

こんなときは、この手続きを

こんなとき	本人が市町村で行う 国民年金に必要な届出	被保険者の種別
-------	-------------------------	---------

自営業者の方とその配偶者、学生

学生や会社などに勤めていない人が 20歳になったとき	国民年金被保険者 資格取得届	年金未加入 ↓ 第1号被保険者
就職して厚生年金保険か共済組合に加入 したとき	* 国民年金被保険者種別変更 (第2号被保険者該当)届	第1号被保険者 ↓ 第2号被保険者

厚生年金保険に加入の方

20歳になる前に就職して厚生年金保険か 共済組合に加入したとき	届出不要	年金未加入 ↓ 第2号被保険者
60歳になる前に、会社などを退職したとき	国民年金被保険者種別変更 (第1号被保険者該当)届	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者
勤めをやめて、自営業者の被扶養配偶者 となったとき	国民年金被保険者種別変更 (第1号被保険者該当)届	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者
勤めをやめて、サラリーマンの被扶養配 偶者となったとき	国民年金被保険者種別変更 (第3号被保険者該当)届	第2号被保険者 ↓ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

配偶者が就職し、サラリーマンの被扶養 配偶者となったとき	国民年金被保険者種別変更 (第3号被保険者該当)届	第1号被保険者 ↓ 第3号被保険者
配偶者が退職し、被扶養配偶者でなくな ったとき	国民年金被保険者種別変更 (第1号被保険者該当)届	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者
収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき	国民年金被保険者種別変更 (第1号被保険者該当)届	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者
配偶者が転職し、共済組合から厚生年金保険ま たは厚生年金保険から共済組合に変わったとき	国民年金被保険者種別変更 (第3号被保険者該当)届	第3号被保険者 ↓ 第3号被保険者
就職して厚生年金保険か共済組合に加入 したとき	* 国民年金被保険者種別変更 (第2号被保険者該当)届	第3号被保険者 ↓ 第2号被保険者

[被扶養配偶者] : 第2号被保険者に扶養されている配偶者(妻又は夫)

サラリーマンの奥さんへ



会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者は、第3号被保険者の届出をしてください。いったん届出をした後も、夫や自分の転職や退職、就職などで国民年金の加入のしかたが変わるたびに、届出が必要になります。遅れたり、忘れてしまうとその期間は保険料未納扱いとなりますので気をつけてください。

ねんきんはあなたの生涯のパートナーです その時々届出をお忘れなく!

国民年金等について、ご不明なこと、わからないことは民生課町民係又は稚内社会保険事務所(0162-32-1233)へお問い合わせ下さい。

『介護保険制度の概要 (ポイント)について!』

町民の皆様においては、す

でにニュースや新聞報道でご承知のとおり昨年十二月九日国会の衆議院本会議において介護保険法が成立され、平成十二年四月から新たな保険料を徴収して痴ほうや、寝たきりの高齢者に介護サービスを提供しようとする制度がスタートします。

細部については、厚生省よりまだ示されておりませんが、今回は、この介護制度の概要(ポイント)について、お知らせします。

一、保険者

保険者は、市町村です。国・都道府県・医療保険者、年金保険者が重層的に支え合う制度となっています。

二、被保険者

被保険者(受給者)は、四十歳以上の方です。尚、保険料は次により徴収されます。

※六十五歳以上の被保険者(第一号被保険者)

年金保険者による特別徴収(天引き)を行うほか、天引きが困難な方については、市

町村が徴収します。

※四十〜六十四歳の被保険者(第二号被保険者)

医療保険者が徴収のうえ一括して納付し、全国プールしたものを市町村に配分されます。

三、保険給付

・要介護状態にある被保険者(要介護者)及び要介護状態となるおそれがある状態にある被保険者(要支援者)に対し、保険給付を行います。

・第二号被保険者については、「初老期痴呆」、「脳血管障害」等加齢に伴って生ずる疾病を原因とする要介護状態等にある場合に、保険給付を行います。



保険給付は、適切な要介護認定を受けたうえで、次のような在宅、施設両面にわたる介護サービスが、計画的に提供されます。

①在宅に関する給付(要介護者及び要支援者を対象としています。)

◇訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問して行う介護や家事等の援助を行います。

◇訪問看護

看護婦等が家庭を訪問して看護を行います。

◇デイサービス

デイサービスセンター等において、入浴・食事の提供・機能訓練等を行います。

◇短期入所サービス

要介護者を介護施設において短期間預かります。

◇有料老人ホーム等における介護

有料老人ホーム等において提供されているサービスを介護保険で評価します。

◇福祉用具の貸与及びその購入費の支給

車椅子・ベッドなどの福祉用具の貸与を行うほか、特殊尿器などについて購入費の支給を行います。

◇住宅改修費の補填

手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用が支給されます。などのような、保険給付が行われます!

◆居宅介護支援(ケアマネジメント)

要介護者の心身・意向等を踏まえ、福祉、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、確実に提供されるよう介護サービス提供機関等との連絡調整を行います。

②施設に関する給付(要介護者を対象としています。)

◇特別養護老人ホームへの入所

◇老人保健施設への入所

◇療養型病床群・老人性痴呆疾患療養病棟その他介護体制の整った医療施設への入院

尚、現行制度と新制度を円で示しますと、次のようになります。

介護保険制度の主なサービス

《現行制度》

《新制度》

■ 老人福祉

施設	特別養護老人ホーム	全額公費
在宅	ホームヘルプサービス ショートステイ デイサービス 福祉用具給付・貸与など	

■ 老人保険(医療保険)

施設	老人保健施設 療養型病床群など	医療保険料+公費
在宅	老人訪問看護など	

■ 介護保険

介護保険料+公費	施設	特別養護老人ホーム 老人保健施設 療養型病床群など
	在宅	ホームヘルプサービス ショートステイ デイサービス 福祉用具給付・貸与など 老人訪問看護など

■ 要介護認定基準は次のとおりです。

要介護度・身体の状態	
在宅介護	〈要支援〉 虚弱 日常生活の能力は基本的にあるが、入浴、衣服の着脱などで週数回の介護が必要
	〈要介護〉 I.軽度 立ち上がりや歩行が不安定。衣服着脱、掃除などで毎日1回の介護が必要
	II.中度 起き上がりも自力では困難。食事、排せつ、入浴などで毎日1回の介護が必要
	III.重度 起き上がり、寝返りが自力でできない。毎日2回の介護が必要
	IV.最重度 日常生活の能力はかなり低下。意思疎通ができない人も。1日3~4回の介護が必要
V.最重度 生活全般にわたり部分的または全面的な介護に頼る。1日5回以上の介護が必要	
施設介護	入 所 施 設
	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
	老 人 保 健 施 設 療 養 型 病 床 群

四、利用者負担と保険料

◇利用者負担

保険給付対象費用の一割となつています。

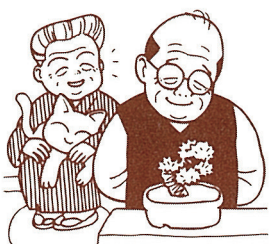
尚、施設入所時の食事負担については、医療保険制度と同じく、標準負担額を設定して利用者の負担となります。

◇保険料

被保険者一人当りの保険料額は、給付総額の約1/2を被保険者総数の見込数で除して算出することになります。

徴収方法としては、先に述べましたように、第一号被保険者については、老齢、退職年金から特別徴収します。

第二号被保険者については、医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金に一括納付して、各市町村の給付費に占める割合が全国一律になるように交付されます。

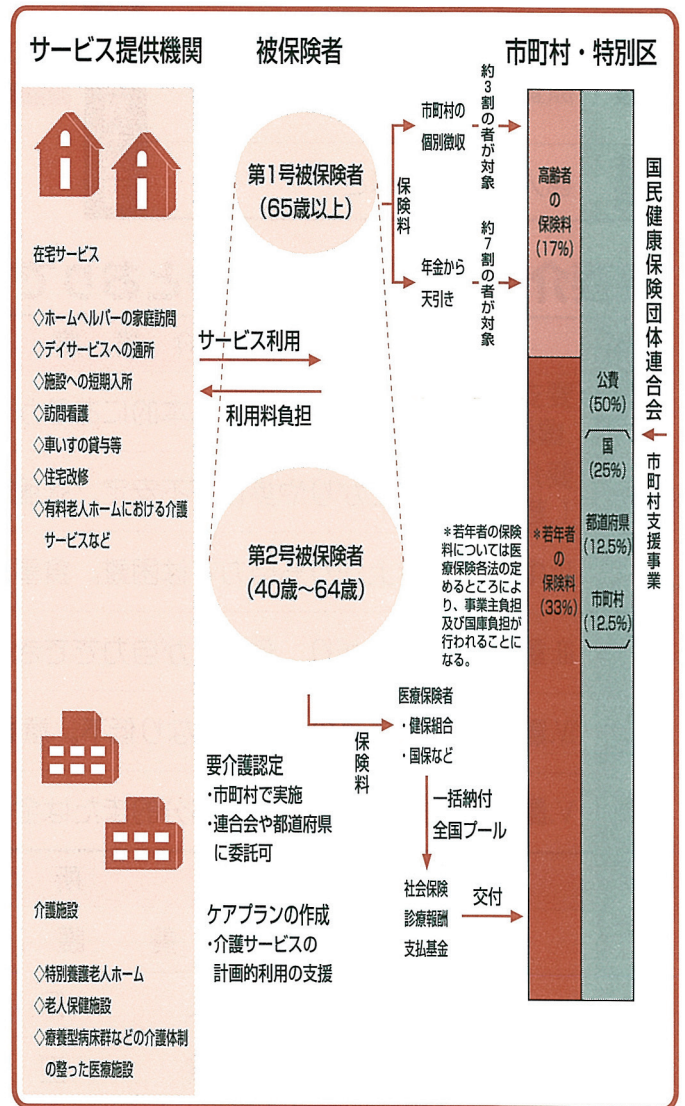


五、公費負担

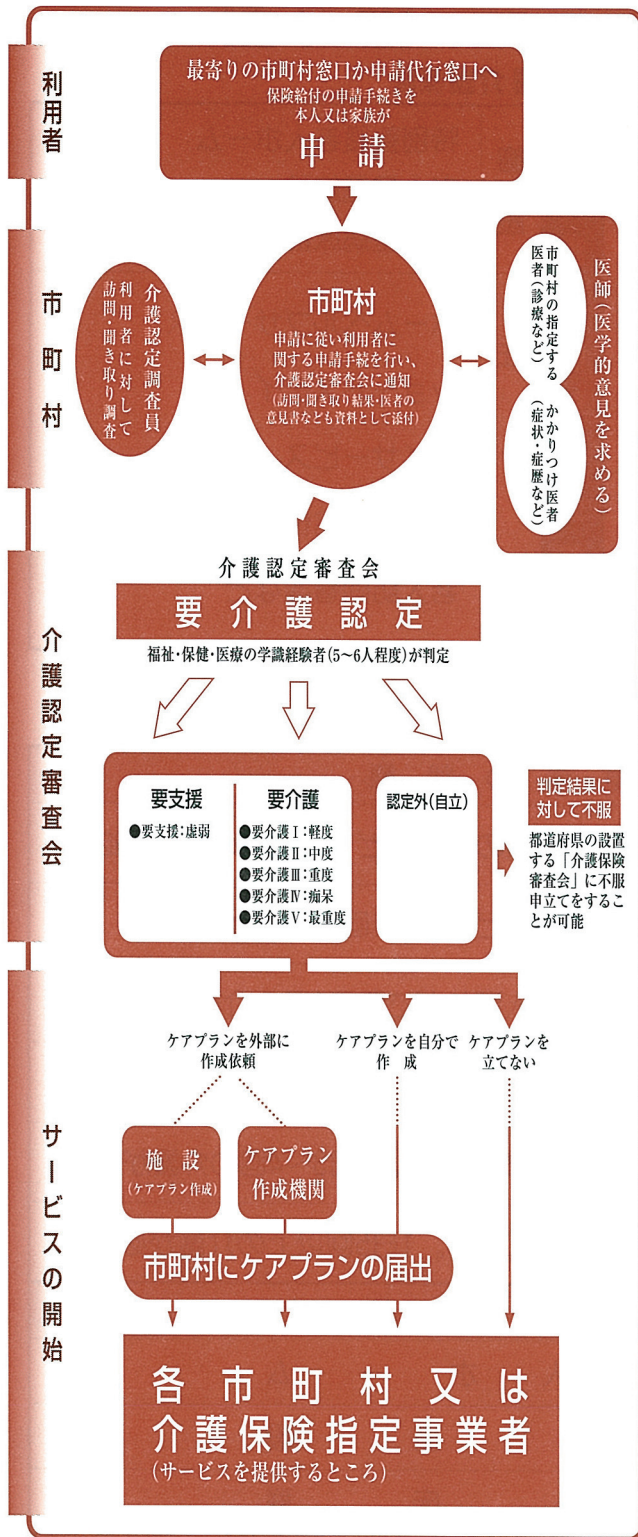
高齢者介護に対する公的責任を踏まえ、公費（国、総給付費の二十五％、市町村十二・五％）の負担は、総給付費の約二割となります。

最後に、サービスの申請からサービスの開始までと、介護保険制度の仕組みを図で紹介します。

■介護保険制度案の仕組み■



■サービスの申請・開始■



この願い、必ず実現、四島返還

2月7日は「北方領土の日」です。

我が国の、固有の領土である北方四島の返還について、国民の総意を結集し返還実現に向け、運動の一層の推進を図りましょう。

平成10年 所得税・住民税申告日程表

【仙法志地区】

月 日	対 象	時 間	会 場
2月4日(水)	久連地区	9:30~16:00	久連自治会館
5日(木)	長浜地区	9:30~12:00	長浜自治会館
	神磯地区	13:00~16:00	神磯自治会館
6日(金)	政泊地区	9:30~16:00	政泊自治会館
9日(月)	本町地区	9:30~16:00	利尻町公民館
10日(火)	元村地区	9:30~16:00	元村自治会館
12日(木)	御崎地区	9:30~16:00	御崎自治会館
13日(金)	当日地区で申告できなかった方	9:30~16:00	利尻町公民館
3月11日(水)	当日地区で申告できなかった方	9:30~16:00	利尻町公民館

【沓形地区】

2月16日(月)	栄浜地区	9:30~16:00	栄浜自治会館
17日(火)	新湊4地区	9:30~16:00	新湊自治会館
18日(水)	新湊3地区	9:30~16:00	新湊自治会館
19日(木)	新湊2地区	9:30~16:00	新湊自治会館
20日(金)	新湊1地区	9:30~16:00	新湊自治会館
23日(月)	種富町3地区	9:30~16:00	種富町自治会館
	種富町2地区		
24日(火)	種富町1地区	9:30~12:00	種富町第1自治会館
	税務申告相談	13:00~16:00	役場1階小会議室
25日(水)	営業者所得税申告相談	9:30~16:00	役場1階小会議室
26日(木)	日出町地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
27日(金)	緑町地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
3月2日(月)	富士見町地区 港町	9:30~16:00	役場1階小会議室
3日(火)	本町地区 税務申告相談	9:30~16:00	役場1階小会議室
4日(水)	泉町4地区 泉町3地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
5日(木)	泉町2地区 泉町1地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
6日(金)	神居2地区	9:30~16:00	神居第2自治会館
9日(月)	神居1地区	9:30~16:00	神居第1自治会館
10日(火)	蘭泊地区	9:30~12:00	蘭泊自治会館
12日(木)	当日地区で申告できなかった方	9:30~16:00	役場1階小会議室
3月13日(金)	当日地区で申告できなかった方	9:30~16:00	役場1階小会議室
16日(月)	(利尻町全地区)		

町・道民税の
申告が
始まります。

所得税法並びに地方税法の規定に基づき、二月十六日から三月十六日までを法定申告期間として全国一斉に申告受付事務が行なわれます。当町においても次の日程により申告受付事務等を行いますので当日は最寄りの会場へ

必ずおいでの方、申告を済ませますようお願いいたします。不申告や期間を過ぎますと罰則等を受けることになりまして必ず期間内に申告して下さい。

当日は、広報りしり一月号をおいでの方、申告を済ませ

にてお知らせした書類等を忘れてお持ち参ります。又、土地や家屋を譲渡した方、個人から財産を贈与された方、生命保険契約等に基づいて一時金の支払いを受けた方についても最寄りの会場へ

この他、申告について不明な点がありましたら、総務課税務係へお問い合わせ下さい。



申告書の提出期限は3月16日です

あなたの島の 新しい地域づくりをサポートします

(財)日本離島センター「**離島人材育成基金助成事業**」

平成10年度助成事業応募要領

1. 応募対象

■離島に在住している人、もしくは離島で活動しているグループ・団体等とします。

2. 助成対象事業

■応募できる事業は、自ら新たに取り組む事業とします。(既存の事業や、運動会・祭り・盆踊りなどの毎年の通常の行事、政治・宗教・営利を目的とする事業は対象となりません)

■国または都道府県から補助金を受けている事業、または受けようとしている事業は応募できません。

■本年度の助成対象事業は以下の事業で、離島の人材育成に係る事業とします。

- (1) 離島の産業振興を目的とした事業
- (2) 離島の生活文化・福祉の向上を目的とした事業
- (3) 他地域との交流推進を目的とした事業
- (4) その他人材育成に必要な事業

3. 助成金額

■助成金支給対象経費の2分の1以内で、1事業につき100万円を限度額とします。
(食糧費並びに備品購入費等は助成金支給対象経費になりませんのでご注意ください)

4. 応募期間

■平成10年1月12日(月)から平成10年3月2日(月)までとします。

5. 審査及び事業決定

■応募いただいた事業は運営委員会で審査します。

■審査結果は市町村役場を通じて通知します。

6. 事業実施期間

■平成10年4月1日(水)から平成11年2月28日(日)までとします。

7. 応募方法

■支給申請書ならびに助成事業計画書を作成のうえ、期日までに総務課企画係へ提出して下さい。

8. その他

■助成事業に決定された方・団体へは、別途実施要綱をお送りいたします。

■本助成事業に関するお問合せは、

財団法人日本離島センター総務部 (TEL 03-3222-1151) または
役場総務課企画係までお願いします。

平成版

わが家のアイドル

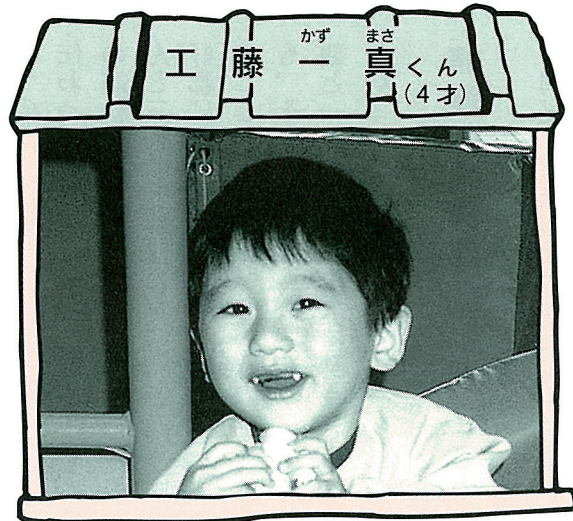
62



♡お母さんからひとこと

仙法志字本町
父：雅 英さん
母：知恵子さん

外遊びが大好きな緑里
笑顔を忘れずに
元気に育って下さい



♡お母さんからひとこと

仙法志字政泊
父：玲 真さん
母：明 美さん

いつも明るく元気な一真
ますますたくましく
おもいやりのあるひとに
なってね

「町民アンケート調査」提出のお願い

本年は、町政の指針であります第3次利尻町総合振興計画の終了の年であり、平成11年の開基100年と21世紀を展望した新しい「町づくり計画」として「第4次利尻町総合振興計画(仮称)」を策定し、より一層の町政の推進を図ってまいりたいと考えております。「まちづくり」は、行政が努力することは勿論であります。地域住民のご理解と、ご協力が必要不可欠であります。

計画の策定にあたり、町民皆様が日頃考えている町の課題や町づくりへのご意見、ご提案などお聞かせいただき計画に反映させたいと考え、「町民アンケート調査」を実施しておりますので、回答にご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

調査票提出の方法は、郵送、役場または仙法志支所、自治会長のいずれかにご提出ください。いずれの方法でも提出できない方は、電話等によりご連絡いただければ回収に伺います。

なお、アンケート調査の締切りは **2月20日** となっております。

問合せ先 総務課企画係 (☎4-2345)

スケソ漁不漁から樺太へ

家は今の杓形字泉町にあって、曾祖父が鳥取県出身だったけど地道に漁師やってたので、私も夏の昆布漁やって春の鯨漁には刺網を手伝いに行ってたの。その頃は、まだワカメやウニはほとんど採っていなかったね。

昭和になってからスケソ漁が盛んになったけど、昭和十年代になつてからだんだん捕れなくなつてきて、利尻の人たちも島外に出稼ぎに出始めるようになったね。

ちょうどその頃、樺太から水橋さんという人が樺太の炭鉱で働く人をさがしに島に来ていたの。その前からすでに樺太の炭鉱に働きに行った人

利尻の語り (113)

沿海州の見える
樺太の思い出(一)

語り吉田茂 春さん

がいて、島の人は公休日でも頑張つて働くので評判がよかったので、働く人をさがしにきたんだね。

島でもスケソ漁が不漁になつて厳しい生活が強いられていたことと、先に樺太に働きに行った人の話では物資が安くて豊富で景気がいいことが伝わってきたので、蘭泊の高松三郎さん、柏専太郎さんと三人で恵須取の北、北名好郡にある諸津無煙炭鉱に行くことに決められたね。というのも、その前に私は高松さんの親と一緒に釧路の炭鉱に働いていたからね。

諸津無煙炭鉱へ

利尻を出発したのは昭和十四年五月、杓形では鱈の開き

を干してあつたね。駕泊から東洋丸に乗って稚内へ行き、一泊して鈴谷丸に乗って樺太の西海岸で真岡の下にある本斗の港まで五時間かかって着いたの。本斗にあがったら、鯨大漁でびっくりしたね。

五寸釘で鯨の腹さいて数の子ぬいてるの。それがとても良い数の子なの。本斗の港の中は鯨の粹船でいっぱいだったね。それを横目に見ながら本斗から真岡まで汽車で行つて、真岡からは小樽―樺太航路船があつたので、新高丸で恵須取に行ったの。

恵須取にもすでに親戚がいて漁場していたので、一泊したの。次の日の朝、バスで諸津無煙炭鉱まで行つたけど、バスの便は便利でなかったね。諸津無煙炭鉱にはすでに島の人々が渡つて働いていたので、我々三人が炭鉱に着いたら、「よく来たな」って歓迎してくれたの。すぐに労務課に行つて採用してもらえようようにして、私はすでに渡っていた伊藤甚内さんの家に下宿することになったの。

諸津無煙炭鉱はロシア国境に近いとこだけど、鯨やスケソなどが捕れなくなつてきた利尻よりは、物資が豊富で物が安いとの評判が伝わつたのと、島の人間がよく働く

ので雇いにきたから、樺太に行つてみようと思つたので、ロシア国境に近くても、まず家族より先に一人で渡つてみることにしたのさ。



名好市街(諸津炭坑の北の街)の目抜き通り 郵便局の東より北を望む
昭和4年9~10月撮影 (稚内市立図書館提供)

無火災記録 四百十日（十年一月十五日現在）

今年一年の
無火災を誓う



表彰状の伝達

一月七日利尻町消防団出初式が仙法志地区を会場に來賓三十七名の参列のなか団員八十三名が参加し厳肅かつ整然と行われました。利尻町公民館で行われた式典では、永年勤続団員に対する表彰の伝達が行われました。

利尻町消防団出初式

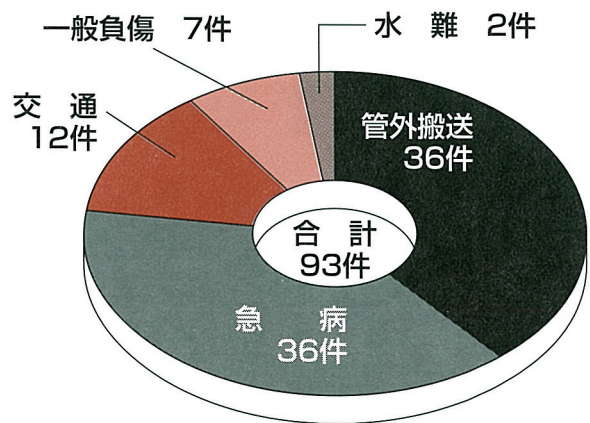


宮下団長答辞

昨年より30件減少
平成9年 救急出動件数

昨年は、93件の救急出動がありましたが、例年になく交通事故による出動が多く、月別では5、8、10月に件数が増えています。

事故種別



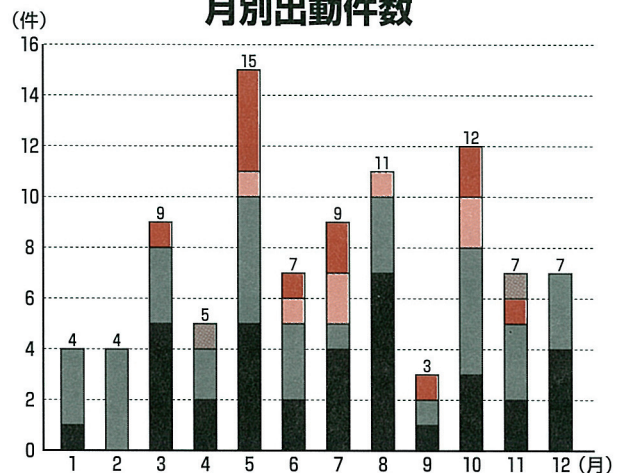
救急豆知識

鼻出血は、たいてい鼻からのものですが、ときには頭蓋骨骨折などが原因で出血することもあります。注意点としては、鼻出血を飲み込むと、嘔吐や息苦しさの原因になりますので、飲み込まないようにして下さい。鼻血がのどの方へ流れるので、頭を後ろにそらせて、首の後ろを叩くことはしないで下さい。正しい鼻出血の応急処置は、頭を前方に傾けて座り、小鼻をつまんで圧迫します。このとき、話をしたり、咳をしたり、唾を吐いたりしないで静かにしています。出血した血液は、きれいなガーゼなどで拭き取って下さい。

10分間圧迫したら指をゆるめ、出血が止まっていなければ、もう10分間圧迫します。もし、30分経過しても出血が止まらなければ病院で受診して下さい。

また、鼻を冷たいタオルなどで冷やすこともおすすめします。

月別出動件数





戸籍の

うぶき

自12月1日
至12月31日

お誕生おめでとう

いじやいます

おくやみ

申し上げます

いつまでも

お幸せに

◎婚姻

12/24 種富町

柴田 和彦

長谷川貴子



ご厚情に

感謝します

この度、次の方から愛情銀行に金一封が預託されましたので紙上を借りてお礼申し上げます。

仙法志字久連 喜多 亮様から、父 金助様の香典返しを廃して

杓形字本町 小山田スミ様から、夫 正様の香典返しを廃して

杓形字種富町 河野伸也様から、母 ハツエ様の香典返しを廃して

札幌市清田区 澤田紀元様から、母 フチ子様の香典返しを廃して

杓形字神居 三上一男様から、長男 聡浩様の香典返しを廃して

杓形字泉町 鈴木 宏様から、父 捨吉様の香典返しを廃して

杓形字泉町 志摩みき様から、母 すげ様の香典返しを廃して

仙法志字元村 杉田榮吉様から、妻 キクエ様の病氣見舞い返しを廃して

(利尻町社会福祉協議会)

よせられた善意

この度次の方から寄附がありました。町では善意に感謝すると共に、有意義に使用させていただきます。ありがとうございます。

利尻町天望山スキー場管理棟 備品

札幌市南区南三十二条西九丁目三番二十六号

日本ケーブル(株)札幌支店様 より

(カラーテレビ 一台)



◎出生

12/10	住 所	氏 名	保護者
12/2	緑 町	平沼 七海	義典
12/10	泉 町	菅原 尚也	幸生
12/18	(仙)本町	伊藤 正希	嘉
12/25	泉 町	澤 祐太郎	忠弘

◎死亡

12/3	住 所	氏 名	年齢
12/3	政 泊	喜多 金助	91歳
12/14	(沓)本町	小山田 正	77歳
12/16	泉 町	石田 隆次	50歳
12/17	種富町	河野ハツエ	88歳
12/20	神 居	三上 聡浩	33歳
12/21	新 湊	澤田フチ子	79歳
12/23	泉 町	鈴木 捨吉	83歳

利尻島国保中央病院

産婦人科診療のお知らせ(予定)

札幌医大産婦人科医出張診療の日程は次のとおりです。

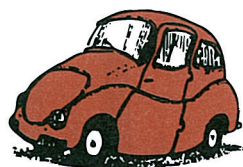
二月	二日	五日
二月	九日	十二日
二月	十六日	十九日
二月二十三日	二十六日	

竹原 正輝 先生
早川 修 先生
西川 鑑 先生
小泉 基生 先生

受付は、午前中だけです。
詳しくは、利尻島国保中央病院へ問い合わせ下さい。

運転免許証更新時講習会

- 2月13日(金) 利尻町公民館
- 優良講習 午後5時30分より



※更新手続きをした方でなければ受講できません。
稚内警察署杓形駐在所 ☎ 4-2110